

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p>第15条 省 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 申請者が法第7条第5項第4号イから<u>ル</u>までに該当しない旨を記載した書類</p> <p>(3)～(9) 省 略</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の申請）</p> <p>第15条 省 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 申請者が法第7条第5項第4号イから<u>又</u>までに該当しない旨を記載した書類</p> <p>(3)～(9) 省 略</p>
<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p>第15条の2 省 略</p> <p>2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第5項第4号<u>チ</u>から<u>ル</u>までに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）</p> <p>第15条の2 省 略</p> <p>2 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第5項第4号<u>ト</u>から<u>又</u>までに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。</p>

(1)～(4) 省 略

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第18条 省 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省 略

(2) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類

(3)～(7) 省 略

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第18条の2 市長は、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者が第15条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、法第7条第5項第4号チからルまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。

(指定の基準)

(1)～(4) 省 略

(一般廃棄物処分業の許可の申請)

第18条 省 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省 略

(2) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類

(3)～(7) 省 略

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第18条の2 市長は、法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者が第15条の2第2項各号のいずれかに該当するときは、法第7条第5項第4号トからヌまでに該当するものとして、当該許可又は当該許可の更新を行わないものとする。

(指定の基準)

第35条 市長は、廃棄物の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者から施行規則第2条第2号又は第9条第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)～(8) 省 略

(9) 前号に掲げるもののほか、申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと

(10) 省 略

2 市長は、廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)～(9) 省 略

(10) 前号に掲げるもののほか、申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと

(11)～(13) 省 略

(指定の取消し)

第40条の2 市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該

第35条 市長は、廃棄物の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者から施行規則第2条第2号又は第9条第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)～(8) 省 略

(9) 前号に掲げるもののほか、申請者が法第7条第5項第4号イから又までのいずれにも該当しないこと

(10) 省 略

2 市長は、廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)～(9) 省 略

(10) 前号に掲げるもののほか、申請者が法第7条第5項第4号イから又までのいずれにも該当しないこと

(11)～(13) 省 略

(指定の取消し)

第40条の2 市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該

当するときは、その指定を取り消すものとする。

(1) 省 略

(2) 前号に掲げるもののほか、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき

(3)・(4) 省 略

2 省 略

当するときは、その指定を取り消すものとする。

(1) 省 略

(2) 前号に掲げるもののほか、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき

(3)・(4) 省 略

2 省 略